

地域未来創造総合補助金実施要領

地域未来創造総合補助金の運用にあたっては、地域未来創造総合補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この実施要領に従って取り扱うものとする。

1 目的

この補助金は、地域の活性化を図るため、地域の様々な主体の行う地域活性化に向けた取り組みを支援することを目的とする。

2 支援の内容

各支援枠の補助内容等については交付要綱別表1のとおりとする。

3 事業採択

- (1) 本事業を希望する者（以下「事業要望者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を事業の主たる実施場所を管轄する振興局長に提出するものとする。また、要綱別表1に定める地域創生枠における補助対象事業(4)観光と地域づくりを一体として進めるツーリズムの振興につながる取組のうち、広域的なもの（以下「広域ツーリズム事業」という。）は、知事に提出するものとする。
 - ア 採択申請書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 事業計画書（要綱第2号様式の1又は要綱第2号様式の2）
 - エ 県税の滞納がないことを証する納税証明（発行後、3ヶ月以内のもの。写し可。）
- (2) 知事または振興局長は、必要に応じて誓約書の記載内容を大分県警察本部長に照会するものとする。
- (3) 地域創生枠又は地域未来創造枠において市町村を通じて間接補助を行う場合は、市町村長が間接補助事業者に対して誓約書を提出させなければならない。
- (4) 事業計画書（要綱第2号様式の1又は要綱第2号様式の2）の提出を受けた振興局長は、速やかに支援の適否を決定し、その旨を採択・不採択通知書（様式第3号）により事業要望者に通知するものとする。
- (5) 事業計画書の提出を受けた振興局長は、事業の実施に向けて本庁関係課の支援が必要な場合は、支援を希望する本庁関係課名を記入し、おおいた創生推進課長にその写しを送付するものとする。
- (6) 振興局長から、その写しを受領したおおいた創生推進課長は、振興局が本庁の支援を希望する場合は、本庁関係課長へ速やかにその写しを送付するものとする。
- (7) おおいた創生推進課長から、その写しを受領した本庁関係課長は、支援を行うにあたっての計画の修正等の助言を含め速やかに支援の可否を決定し、その内容を振興局長及びおおいた創生推進課長へ連絡するものとする。
- (8) 振興局長は、本庁の支援を希望した場合は、本庁関係課長の意見も参考に速やかに支援の適否を決定し、その旨を採択・不採択通知書（様式第3号）により事業要望者に通知するものとする。なお、支援の適否の決定にあたって、振興局長は本庁関係課長の意見に拘束されるものではない。
- (9) 広域ツーリズム事業について、事業計画書（要綱第2号様式の1又は要綱第2号様式の2）の提出を受けた知事は、関係する振興局長にその写しを送付するとともに、速やかに支援の適否を決定し、その旨を採択・不採択通知書（様式第3号）により事業要望者に通知するとともに、その旨を関係振興局長に通知するものとする。
- (10) 事業採択にあたっての留意点は次のとおりである。
 - ア 他の補助事業等による執行が困難なものであること

イ 補助事業完了後も継続して実施する事業については持続可能性を十分に確認すること

ウ 事業採択後、提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、採択を取り消すことができること

4 複数年支援採択

- (1) 交付要綱別表 1 に定める①チャレンジ支援枠②地域創生枠③地域未来創造枠それぞれの補助対象事業で、複数年の支援を行うことにより、地域活性化に向けた取り組みとして定着し、地域への波及効果が見込まれる事業とする。
- (2) 複数年支援できる期間は、最長で連続する 3 年度とする。なお、複数の支援枠にまたがって支援する場合も、最長で連続する 3 年度とする。
- (3) 複数年の事業支援を希望する者は、3 (1) に掲げる書類のほか、複数年支援事業計画書（様式第 4 号）を知事または振興局長に提出するものとする。
- (4) 知事または振興局長は、複数年の支援を行おうとする場合には、複数年支援事業計画書、前年度までの支援の実績報告書等に基づき事業効果等を検証したうえで、当該年度の支援の適否を決定するものとする。
- (5) 事業要望者は、複数年支援事業計画を変更または中止しようとする場合には、あらかじめ事業採択を受けた知事または振興局長と協議のうえ、その指示を受けるものとする。
- (6) 知事または振興局長は、採択した複数年支援事業計画書を変更した場合または支援を取り消した場合は、採択変更・支援取消通知書（様式第 5 号）を事業要望者へ交付するものとする。

5 空き家ビジネス活用支援枠における振興局の確認

要綱第 2 条第 1 号のウに定める例外として、翌年度以降の採択申請に係る振興局長の確認を受けた場合に限り、空き家を取得等した年度の翌年度以降に本補助事業を活用できるものとする。その場合の手続きは以下の通りとする。

ア 事業要望者は空き家を取得等する前に確認申請書（様式第 6 号）を振興局長あて提出

イ 確認申請書の提出を受けた振興局長は内容を審査し、翌年度以降の採択申請が可能と判断した場合は確認済書（様式第 7 号）により事業要望者あて通知

ウ 事業要望者は翌年度以降採択申請を行う際、本確認済書を添えて申請

6 高額案件にかかる専門家の審査

補助対象経費のうち備品購入費及び工事請負費に係る補助金額の合計額が 10,000 千円以上となる事業を事業要望者（市町村を除く）が採択申請する場合、事業要望者は 3 (1) に定める申請書類に加えて、次に掲げる書類を振興局長あて提出するものとする。

ア 3 期分の決算書

イ 法人税確定申告書類

ウ 勘定科目明細

エ 月次試算表

オ その他おおいた創生推進課が求める書類

書類を受領した振興局長は速やかにおおいた創生推進課長あて提出するものとする。書類を受領したおおいた創生推進課長は、事業要望者の財務健全性等について専門家宛て審査依頼を行い、その結果を振興局長へ送付するものとする。審査結果を受領した振興局長は、その内容を参考に、速やかに支援の適否を決定し、その旨を採択・不採択通知書（様式第 3 号）により事業要望者に通知するものとする。

7 地域未来創造枠における大分県教育庁文化課への合議

要綱別表 1 に定める地域未来創造枠における補助対象事業(2)として掲げる取組について採択申請があった場合、振興局長は大分県教育庁文化課に合議を行い、活用の内容が文化財の価値を損なうものでないか確認すること。

8 地域創生枠における特認事業

要綱別表 1 に定める地域創生枠における特認事業として掲げるもののうち知事が特に必要と認めたものは補助率、補助限度額及び補助対象外経費について特認を行うことができる。

ただし、交付要綱別表 1 において特認事業として掲げるもののうち(1)の取り扱いについては、別に定める地域未来創造総合補助金地域創生枠に係る特認事業取扱要領によるものとする。

9 県の助成

知事は、予算の範囲内において、上記により採択された事業について、別に定める要綱により助成するものとする。

10 処分の承認

振興局長は処分の承認にあたり、地域未来創造総合補助金等に係る財産処分承認基準（令和 7 年 4 月 1 日おおいた創生推進課伺定）に準拠すること。

(附 則)

この実施要領は、令和 7 年度の予算に係る地域未来創造総合補助金から適用する。

○年度地域未来創造総合補助金採択申請書

第 号
年 月 日

大分県○○振興局長 殿

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

○年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、地域未来創造総合補助金実施要領 3（1）の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 支援の種類（要綱別表 1 の支援の種類①～④より選択し記載）

○○枠

- 2 補助事業の名称

- 3 補助事業の概要

- 4 添付書類

（1）誓約書（様式第 2 号）

（2）事業計画書（要綱第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2）

（3）県税の滞納がないことを証する納税証明（発行後、3 ヶ月以内のもの。写し可。）

（4）その他知事が必要と認める書類

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県が実施する他の補助事業等における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県〇〇振興局長 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

(注) 間接補助により補助金を交付する場合は、補助事業者（市町村長）が間接補助事業者から当誓約書を徴し、必要な場合には大分県警察本部等との協定に基づき照会すること。

地域未来創造総合補助金（広域ツーリズム事業）採択・不採択通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事〇〇〇〇
大分県〇〇振興局長

年 月 日付けで採択申請のあった下記事業については、採択・不採択となりましたので通知
します。

[なお、提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、この採択を取り消す場合があります。]

記

事業名 〇〇〇〇事業

- ※ 採択・不採択については適宜削除すること。なお、採択の場合は [] 内の文言を記載すること。
- ※ 3（4）及び（8）による通知の場合は、（広域ツーリズム事業）の文言を削除し、大分県〇〇振興局長名で通知する。
- ※ 3（9）による通知の場合は、大分県知事〇〇〇〇名で通知する。

年度実施計画

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
事業実施見込み (生産量・売上額・雇用等)					
対象地域への効果 (新規雇用・地元調達額等)					

(1) 事業の立ち上げに係る経費

	項目	1年目	2年目	3年目
収入	当該県補助金			
	その他県補助金			
	国庫補助金			
	自己資金			
	内貸付金			
	小計 (a)			
支出				
	小計 (b)			
差引収支 (a) - (b)				

(2) 事業の継続経費

	項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
事業収入						
	小計					
事業外収入						
その他(自己資金等)						
計①						
事業支出	原材料費(仕入れ)					
	外注費					
	人件費					
	販売管理費					
	減価償却費					
	借入金利息					
	借入金元金返済					
	その他					
	税					
	小計					
計②						
差引収支①-②						

地域未来創造総合補助金（広域ツーリズム事業）複数年支援事業
採択変更・支援取消通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事〇〇〇〇
大分県〇〇振興局長

年 月 日付けで採択した下記事業については、地域未来創造総合補助金（広域ツーリズム事業）の対象事業とした〇〇年度（～〇〇年度）の採択を変更（支援取消）したので通知します。

記

- 1 事業名 〇〇〇〇事業
- 2 変更（取消）内容

- ※ 広域ツーリズム事業以外の場合は、（広域ツーリズム事業）の文言を削除し、大分県〇〇振興局長名で通知する。
- ※ 広域ツーリズム事業による通知の場合は、大分県知事〇〇〇〇名で通知する。

地域未来創造総合補助金空き家ビジネス活用支援枠
確認申請書

第 号
年 月 日

大分県〇〇振興局長 殿

住 所
名 称
代表者名

下記物件について地域未来創造総合補助金空き家ビジネス活用支援枠を活用したいので、地域未来創造総合補助金実施要領 5 の規定による確認を申請します。

記

1 物件情報

所在地：
築年数：
間取り：
契約予定日：

2 補助事業の概要（予定）

3 添付書類

空家バンクHPの写し等本物件が地域未来創造総合補助金交付要綱第2条第1号に規定する空き家に該当することを示す書類

※「2 補助事業の概要」には、現時点で予定しているものを記載してください。今後変更があっても構いません。

地域未来創造総合補助金空き家ビジネス活用支援枠
確認済書

第 号
年 月 日

殿

大分県〇〇振興局長

年 月 日付けで確認申請のあった下記物件について、地域未来創造総合補助金実施要領 5 の規定による確認を行いましたので通知します。なお、本通知は確認申請に記載された事業概要に関して翌年度以降の採択を確約するものではなく、予算の状況等により採択できないことがあります。

記

対象物件

所在地：

築年数：

間取り：

※翌年度以降採択申請を行う際、本確認書が必要です。紛失しないように大切に保管してください。